

赤字解消・激変緩和措置計画(市町村名)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	2	堺市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0		0	0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 (解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
0	59,659,804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59,659,804	59,659,804

(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	(千円) 0
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	0

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度		平成28年度		(C) 新規増加額
	0	0	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

国 定 義	(D)=(A)+(C)	0
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	0

I-(4) 赤字の原因

II. 赤字の解消計画

II-(1) 赤字解消のための基本方針

平成28年度決算時点において、本市に解消すべき法定外繰入金及び赤字はありません。

II-(2) 赤字解消のための具体的取組

II-(3) 赤字解消の年次計画

(総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-								0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

本計画は、平成30年度の市町村標準(統一)保険料率(ただし、大阪府による激変緩和措置前の率)と本市の平成29年度の保険料率の差を基準として策定するものである。今後、本市が保有する基金の状況や国保広域化後の大阪府における国保財政の運営状況等により、必要に応じて改訂を行う。

①保険料関係 令和6年度に完全統一とする方針であるが、平成30年度から令和5年度の6年間は本市独自の激変緩和措置を講じる。

- ・医療分:被保険者の急激な負担の上昇を緩和するため、本市が保有する基金の繰入等により激変緩和を行う。
- ・支援分及び介護分:低所得者における応益負担の増加を緩和するため、所得割、均等割、平等割(介護分を除く)の賦課割合の調整による激変緩和を行う。
- ・賦課限度額:大阪府による毎年度の統一保険料率算定時の設定条件に合わせる。

②保険料以外関係 事務運用を除き、基本的に平成30年度から統一基準に合わせる。事務運用については、統一基準の設定に係る議論の状況を注視し、システム改修の期間及び費用等を見極めながら、然るべき時期に統一する。

- ・保険料及び一部負担金減免の基準:大阪府国民健康保険運営方針における「別に定める基準」に合わせる。
- ・被保険者証:レイアウトは統一基準に合わせる。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	7.90%(48)	8.09%(49.01)	8.19%(49.96)	8.08%(48.91)	7.96%(48.91)	8.39%(47.60)	8.50%(46.45)	統一	【平成30年度】 統一保険料率とH29保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和元年度】 統一保険料率とH30保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。
	均等割(割合)	21,240円(30)	21,240円(29.24)	21,357円(28.64)	22,911円(29.61)	23,065円(29.61)	25,560円(30.82)	29,083円(31.93)	統一	【令和2年度】 統一保険料率とR1保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和3年度】 統一保険料率とR2保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。
	平等割(割合)	26,400円(22)	26,400円(21.75)	26,400円(21.40)	27,118円(21.48)	26,965円(21.48)	28,481円(21.58)	30,824円(21.62)	統一	【令和4年度】 統一保険料率とR3保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。
	賦課限度額	54万円	54万円(統一)	58万円(統一)	61万円(統一)	63万円(統一)	63万円(統一)	65万円(統一)	統一	【令和5年度】 令和6年度の保険料率統一に向け、本市の保険料率と統一保険料率との差を解消するよう賦課割合を調整する。 【令和6年度】 統一保険料率にする。
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	3.00%(48)	2.81%(47.16)	2.71%(46.33)	2.81%(46.04)	2.73%(45.61)	2.80%(45.49)	3.04%(45.55)	統一	【平成30年度】 統一保険料率とH29保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和元年度】 統一保険料率とH30保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。
	均等割(割合)	8,040円(30)	8,060円(30.71)	8,316円(31.41)	8,924円(31.80)	9,077円(32.28)	9,272円(32.54)	10,528円(32.69)	統一	【令和2年度】 統一保険料率とR1保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和3年度】 統一保険料率とR2保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。
	平等割(割合)	9,600円(22)	9,709円(22.13)	9,748円(22.26)	10,147円(22.16)	10,019円(22.11)	9,963円(21.97)	10,969円(21.76)	統一	【令和4年度】 統一保険料率とR3保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。
	賦課限度額	19万円	19万円(統一)	19万円(統一)	19万円(統一)	19万円(統一)	19万円(統一)	20万円(統一)	統一	【令和5年度】 令和6年度の保険料率統一に向け、本市の保険料率と統一保険料率との差を解消するよう賦課割合を調整する。 【令和6年度】 保険料率を統一する。

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.76%(48)	2.57%(46.76)	2.84%(45.72)	2.94%(45.04)	2.58%(44.57)	2.62%(44.04)	2.60%(43.95)	統一	【平成30年度】 統一保険料率とH29保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和元年度】 統一保険料率とH30保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和2年度】 統一保険料率とR1保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和3年度】 統一保険料率とR2保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和4年度】 統一保険料率とR3保険料率における賦課割合の差を段階的に調整する。 【令和5年度】 令和6年度の保険料率統一に向け、本市の保険料率と統一保険料率との差を解消するよう賦課割合をに調整する。 【令和6年度】 統一保険料率にする。
	均等割(割合)	15,000円(52)	14,972円(53.24)	17,392円(54.28)	18,801円(54.96)	17,757円(55.43)	17,968円(55.96)	19,520円(56.05)	統一	
	平等割(割合)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	賦課限度額	16万円	16万円(統一)	16万円(統一)	16万円(統一)	17万円(統一)	17万円(統一)	17万円(統一)	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	既に統一基準で運用している。
4 仮算定の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	既に統一基準で運用している。
5 本算定の時期		6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	既に統一基準で運用している。
6 納期数		10か月(10回)	10か月(10回)	10か月(10回)	10か月(10回)	10か月(10回)	10か月(10回)	10か月(10回)	10か月(10回)	既に統一基準で運用している。
7 一部負担金の減免基準		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	既に統一基準で運用している。

上記のとおり提出します。

令和6年 1月29日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 堺市

代表者名 堺市長 永藤 英機

